令和７年度鉾田市中小企業等経営環境改善支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，原油価格及び物価高騰等の影響により，厳しい経営環境に置かれている市内の中小企業者等に対し，事業の継続を支える資金として，予算の範囲内において支援金を交付することについて，鉾田市補助金等交付規則（平成17年鉾田市規則第37号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者等　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に規定する中小企業者，小規模企業者及び個人事業者（農林水産業を除く）をいう。

（２）　事業所　事業の用に供する事務所，店舗等（仮設又は臨時のものを除く）をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付の対象となる者は，個人は令和５年１月１日，法人は比較する前年の事業年度の開始日時点で市内に事業所を有し，事業を営む中小企業者等で，次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　個人の場合，令和６年分の確定申告又は市県民税申告で申告した売上高総利益又は営業利益を前年分と比較して30万円以上減少しているもの

（２）　法人の場合，令和６年６月から令和７年５月までを決算月としている事業年度の決算書に記載されている売上高総利益又は営業利益を，前年の事業年度と比較して30万円以上減少しているもの

（３）　市長が特に必要と認めたもの

２　前項の規定にかかわらず，次の各号に該当するものは対象とはしない。

（１）　市税等を滞納している者

（２）　申請日以降に事業を継続する意思のない者

（３）　宗教活動及び政治活動を事業の主たる目的としている者

（４）　鉾田市暴力団排除条例（平成23年鉾田市条例第13号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号から第３号までの規定に該当する者

（５）　暴排条例第２条第１号から第３号までに規定する者と社会的に非難されるべき関係を有する者

（６）　法人でその役員のうちに，暴排条例第２条第２号又は第３号に該当する者がいる者

（７）　前各号に掲げるもののほか，市長が適当ではないと認めるもの

（支援金の額）

第４条　この要綱により交付する支援金の額は別表１に定めるものとする。

２　支援金の交付は，個人，法人ともに各１回までとする。

（支援金の交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，令和７年８月29日までに次の書類を市長に提出しなければならない。

（１）　鉾田市中小企業等経営環境改善支援金交付申請書兼請求書(様式第１号)
（２）　申告書類及び交付要件確認書類の写し（利益減少額の比較に要する２期分）
ア　法人：決算書（法人概況説明書の両面，貸借対照表，損益計算書）
イ　個人（青色申告）：確定申告書（第一表・第二表）及び所得税青色申告決算書（１～４面）又は収支内訳書
ウ　個人（白色申告）：確定申告書（第一表・第二表）及び収支内訳書
エ　個人（市県民税申告）：市県民税申告書及び収支内訳書
（３）　本人確認書類の写し
ア　法人：商業登記簿謄本（全部事項証明書（交付日から３ヶ月以内のもの））
イ　個人：本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード（表面）・住民票抄本など)
（４）　市外に本店がある場合は，市内の事業所の所在が確認できる資料
（市内事務所の不動産登記事項証明書・公共料金領収書・賃借契約書など）
（５）　振込先口座の通帳等の写し
（６）　その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付の決定)

第６条　市長は，交付申請があったときは，その内容を審査するものとし，適当と認められるときは支援金の交付を決定し，支援金を交付するものとする。

２　市長は，前項の審査の結果，支援金の交付をしない決定をしたときは，申請者に対して鉾田市中小企業等経営環境改善支援金不交付決定通知書(様式第２号)により，その旨を通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第７条　市長は，申請者が次の各号のいずれかに該当するときは，交付の決定を取り消すことができる。この場合において，既に交付した支援金があるときは，その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。
（１）　この要綱又は法令に違反したとき。
（２）　提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
（３）　その他市長が不適当と認めたとき。

(交付の取消し)

第８条　市長は前条に規定する取消しを決定したときは，鉾田市中小企業等経営環境改善支援金交付決定取消通知書（様式第３号)により申請者に通知し,既に支援金を交付している場合は返還させるものとする。

(証拠書類の保存)

第９条　申請者は，支援金の交付に係る帳簿その他証拠書類を整理し,交付の翌年から起算して５年間保管しなければならない。

(委任)

第10条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

１　この要綱は，令和７年３月31日から施行する。

別表１（第４条関係）

売上高総利益又は営業利益の減少額	支援金額
30万円以上50万円未満	30,000円
50万円以上100万円未満	50,000円
100万円以上	100,000円

様式第１号(第５条関係)

鉾田市中小企業等経営環境改善支援金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

鉾田市長　あて

申請者　　住所※[1]

名称(屋号)

代表者職・氏名　　印

電話番号※[2]

(※[1]法人の場合は本店の所在地，個人の場合は現住所(自宅))

(※[2]携帯電話など常時連絡の取れる番号を記載してください。)

令和７年度鉾田市中小企業等経営環境改善支援金交付要綱第５条の規定により，次のとおり支援金の交付を申請します。

１　申請者の概要

事業形態 (いずれかに☑)	□ 法　人	□個人事業主
資本金の額 (出資の総額)	円	
従業員数 (役員等は除く)	人	
市内事業所 所在地	□　申請者欄と同一 □　その他 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	

２　売上高総利益又は営業利益の減少額について

売上高総利益　・　営業利益 ※いずれかに○	前　年(令和５年)※[3]	円 (A)
	直近年(令和６年)※[4]	円 (B)
	減　少　額	円(A-B)

※[3]個人は直近年の前年、法人は直近年の前(年)期にあたる事業年度。

※[4]個人は令和６年、法人は和６年６月から令７年５月までを決算月とした事業年度。

３　交付申請額

	売上高総利益又は営業利益の減少額	交付申請額
□	30万円以上50万円未満	30,000円
□	50万円以上100万円未満	50,000円
□	100万円以上	100,000円

4　宣誓項目（すべて必須。確認の上，☑してください）

☐ 要綱第３条に規定する支援金交付要件を満たしています。
☐ 支援金の申請に関して提出する書類内容に虚偽はありません。
☐ 申請日以降も事業を継続する意思があります。
☐ 市税の滞納はありません。
☐ 市長が行う関係書類の提出指示，事情聴取及び立ち入り検査に応じます。
☐ 市長が本交付申請に関して公的機関へ調査照会することに意義はありません。
☐ 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には，支援金を返還します。
☐ 鉾田市暴力団排除条例（平成 23 年鉾田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号から第３号までに規定する暴力団及び暴力団員，暴力団員等に該当しておりません。
☐ 暴排条例第２条第１号及び第２号に規定する暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しておりません。
☐ 法人でその役員のうちに，暴排条例第２条第２号及び第３号に規定する暴力団員及び暴力団員等に該当する者はおりません。

4　支援金振込先

振込先 金融機関名	☐銀行 ☐信用金庫 ☐信用組合 ☐農協	支店名	☐本店 ☐支店 ☐出張所
口座種別 （どちらかに○）	普通・当座	口座番号	
（フリガナ） 口座名義人			

※ 口座名義は，申請者が法人の場合は当該法人，個人の場合は当該個人に限ります。

5　必要書類（確認のうえ，☑してください）

共通	☐振込先口座の通帳等の写し

法人	☐決算書 比較に要する２期分	法人概況説明書両面 ＋ 貸借対照表 ＋ 損益計算書の写し
	☐商業登記簿謄本	全部事項証明書（交付日から３ヶ月以内のもの）の写し
個人	☐申告書類及び 交付要件確認書類 比較に要する２年分	青色申告：確定申告書（第一表・第二表） 所得税青色申告決算書（１～４面）又は収支内訳書 白色申告：確定申告書（第一表・第二表） 収支内訳書 市県民税申告：市県民税申告書 収支内訳書
	☐本人確認書類	運転免許証，マイナンバーカード（表面），住民票抄本など いずれか一つの写し

様式第２号(第６条第２項関係)

第　　号
年　　月　　日

様

鉾田市長　印

鉾田市中小企業等経営環境改善支援金不交付決定通知書

年　　月　　日付で交付申請のあった鉾田市中小企業等経営環境改善支援金については，令和７年度鉾田市中小企業等経営環境改善支援金交付要綱第６条第２項の規定により，次のとおり不交付とすることに決定したので通知します。

不交付の理由

様式第３号(第７条関係)

第　　号
年　月　日

様

鉾田市長　印

鉾田市中小企業等経営環境改善支援金交付決定取消通知書

年　　月　　日付で交付申請のあった鉾田市中小企業等経営環境改善支援金については，令和７年度鉾田市中小企業等経営環境改善支援金交付要綱第７条の規定により，次のとおり交付決定を取消しとすることに決定したので通知します。

なお,取消し額については同要綱第８条の規定により返還を求めます。

取消しの理由

・交付決定額　　円
・取消し取消し額　　円